

ワークプランの更新——IASB

IASBは、IFRSの改訂プロジェクトに関するワークプランを7月31日付けで更新した。前回のワークプラン（6月30日付け）からの主な変更点等は、次のとおりである。

主要プロジェクト

- ・「保険契約」の最終基準書の公表予定…6カ月後以降
- ・「リース」の最終基準書の公表予定…6カ月以内
- ・「概念フレームワーク」のプロジェクトの方針の決定予定…6カ月後以降
- ・「開示イニシアティブ—会計方針および会計上の見積りの変更」の公開草案の公表予定…6カ月後以降
- ・「開示イニシアティブ—重要性に関するプラクティス・ステートメント」の公開草案の公表予定…3カ月以内
- ・「動的リスク管理の会計—マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」のディスカッション・ペーパーの公表予定…6カ月後以降
- ・「料金規制事業」のディスカッション・ペーパーの公表予定…6カ月後以降
- ・「開示イニシアティブ—開示の原則」の公表予定…8月10日に公表（本欄参照）。

則「ディスカッション・ペーパー」の公表予定…6カ月以内

限定的な範囲における改訂

- ・「年次改善2014—2016 サイクル」の公開草案の公表予定…3カ月以内
- ・「適用後レビューから生じた明確化（IFRS8号の改訂案）」の公開草案の公表予定…6カ月以内
- ・「IFRS10号およびIAS28号の改訂の発効日」の公開草案の公表予定…3カ月以内
- ・「公正価値測定—会計単位」の最終基準書の公表予定…6カ月後以降
- ・「未実現損失に係る繰延税金資産の認識（IAS12号の改訂）」の最終基準書の公表予定…6カ月以内
- ・「投資不動産の振替（IAS40号の改訂案）」の公開草案の公表予定…3カ月以内
- ・「法人所得税の不確実性に関する会計処理」の解釈指針の公表予定…3カ月以内
- ・「外貨建取引および前払対価」の解釈指針の公表予定…3カ月以内

(注) 8月10日に公表（本欄参照）。

(図表) IASBのワークプラン

	現在の活動	3カ月以内	6カ月以内	6カ月後以降
主要プロジェクト				
基準書の公表を予定しているプロジェクト				
保険契約	審議			IFRS公表
リース	IFRSの起草		IFRS公表	
公開草案を公表したプロジェクト				
概念フレームワーク(コメント期限：2015年10月26日)	パブリック・コンサルテーション			プロジェクトの方針の決定
公開草案の公表を予定しているプロジェクト				
開示イニシアティブ—会計方針および会計上の見積りの変更	審議			ED公表
開示イニシアティブ—重要性に関するプラクティス・ステートメント	EDの起草	ED公表		
ディスカッション・ペーパーを公表したプロジェクト				
動的リスク管理の会計：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ	審議			DP公表
料金規制事業	審議			DP公表
ディスカッション・ペーパーの公表を予定しているプロジェクト				
開示イニシアティブ—開示の原則	審議		DP公表	
適用関係プロジェクト				
限定的な範囲における改訂				
年次改善2014-2016	EDの起草	ED公表		
適用後レビューから生じた明確化(IFRS8号の改訂案)	EDの起草		ED公表	
株式報酬取引の分類および測定の明確化(IFRS2号の改訂案)	審議	プロジェクトの方針の決定		
IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」の明確化：TRGの議論による論点(コメント期限：2015年10月28日)	パブリック・コンサルテーション		プロジェクトの方針の決定	
負債の分類(IAS1号の改訂案)	パブリック・コンサルテーション	プロジェクトの方針の決定		
開示イニシアティブ—IAS7号の改訂	審議	プロジェクトの方針の決定		
IFRS10号およびIAS28号の改訂の発効日	EDの起草	ED公表		
公正価値測定：会計単位	審議			IFRS公表
未実現損失に係る繰延税金資産の認識(IAS12号の改訂)	IFRSの起草		IFRS公表	
制度改訂、縮小または清算時の再測定／確定給付制度からの積立超過の返還の利用可能性(IAS19号およびIFRIC14号の改訂案)(コメント期限：2015年10月19日)	パブリック・コンサルテーション		プロジェクトの方針の決定	
投資不動産の振替(IAS40号の改訂案)	EDの起草	ED公表		
解釈指針				
法人所得税の不確実性に関する会計処理	解釈指針の起草	解釈指針公表		
外貨建取引および前払対価	解釈指針の起草	解釈指針公表		

「ED」は公開草案、「DP」はディスカッション・ペーパー、「IFRS」は最終基準書を表している。

概念EDDのコメントの方向性、検討

—ASBJ、ASAF対応専門委

去る8月4日、企業会計基準委員会は第28回ASAF対応専門委員会を開催した。

2015年7月ASAF会議

の報告

7月16、17日のASAF会議では、EFRAGが作成したペーパー「純損益かOCIか」についての議論がなされた。このペーパーでは、事業モデルを4つに分類することが提案されている(本誌2015年7月20日号(No.1419)情報フラッシュ参照)。ASBJは、「事業活動の態様によって、財務業績を報告する観点から有用な測定基礎が異なる」としている点「および」測定基礎の決定にあたっては、まず財務業績の観点から目的適的な測定基礎を決定すべきとしている点」を評価する

一方で、「4つへの区分は議論を複雑にしすぎている印象があるほか、網羅性の観点から、いずれかの区分を残余区分と位置づけるかの検討も必要と考えられる」などの発言を行った。

概念EDD

公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下、「概念EDD」という)の4章「財務諸

表の構成要素」および7章「表示および開示」について、コメントの方向性が検討された。

4章のうち構成要素の定義に関して、現行の資産、負債の定義では、「将来の経済的利益が企業に流入(または流出)する」との概念を含んでいるが、概念EDDでは削除されている。事務局からは、「資産、負債の定義については「期待される」流入(予想される

IASBに純損益の定義を引き続き求める方向

会計

去る8月5日、企業会計基準委員会は第317回企業会計基準委員会を開催した。

第28回ASAF対応専門委員会での議論(今号本欄参照)も踏まえ、IASBの概念EDDへのコメントの方向性について、審議が行われた。

事務局から示されたコメントの方向性案では、4章において「財務業績計算書の構成要素として、純損益、包括利益およびOCIについて定義する」よう求めることとされている。あわせて、7章において、「純損益は表示の

る」(流出)が除かれた点も含め、IASBのディスカッションペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」から大きな変更はなく、引き続き明確化に同意することが考えられる」というコメントの方向性が示された。

また、7章のうち純損益計算書について、「純損益が企業の当期の財務業績に関する情報の主要な源泉であるとされていることから、純損益を構成要素として取り扱い、純損益をボトムラインとした2計算書方式を採用すべきである」というコメントの方向性が事務局から示された。

問題ではなく構成要素として取り扱うべきであり、純損益計算書をボトムラインとした2計算書方式を採用すべき」旨をコメントすることとされている。

「純損益を構成要素として定義を与えるべき」という従来の主張を再度伝えることには異論はなく、事務局としては、「2計算書方式であれば、純損益がボトムラインとなるため、定義されるのではないかと考えている」とのことである。一方、委員からは「純損益が重要だといえなく、2計算書方式を求め

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
9月10日(木)まで	① 源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(8月分)	① 源泉徴収所得税には復興特別所得税を含む。
9月30日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成27年7月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の確定申告 1カ月延長(平成27年6月期) 2カ月延長(平成27年5月期) ④ 消費税(課税期間1カ月ごと)確定申告(平成27年7月期) ⑤ 消費税(課税期間3カ月ごと)確定申告(1、4、7、10月期) ⑥ 法人の中間申告納付(1月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき (1カ月ごと)7月期を除く 直前期年税額400万円超のとき (3カ月ごと)1、4、10月期	(付記) 法人の事業年度(課税期間)終了日は各月末日とする。 ④～⑤ 消費税の課税期間特例選択届出書による課税期間の変更は課税期間開始日の前日が期限である。平成27年10月1日開始課税年度から課税期間の特例の適用を受ける場合または取りやめの場合の届出期限は9月末日であり期限の延長はない。 ⑥ 法人の中間申告納付は、直前期年税額の半分が法人税額10万円超、消費税額24万円超の場合である。
	(付記) 連結納税制度の承認申請期限は、連結納税事業年度の開始の日の3カ月前の日まで、平成28年1月1日開始事業年度の場合は平成27年9月30日が承認申請期限となる(法4の3①)。	

ると主張がはやけるのでは」との声もあるため、理論構成につ

いては引き続き検討が行われる見込み。

会計

回収可能性適用指針案に対するコメントへの対応、検討開始

—ASBJ、税効果会計専門委

去る8月11日、企業会計基準委員会第23回税効果会計専門委員会を開催した。

今回は、企業会計基準適用指針公開草案54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」に寄せられたコメントの概要が紹介されたうえで、質問項目ごとに審議が行われた。

総論

全体としては、監査委員会報告66号の枠組みを踏襲することを支持する意見が多くみられた。ただし、「将来的にはIFRSと整合するよう分類の撤廃を検討すべき」との意見もある。

また、「早期に開示に関する規定を導入すべき」との意見がある一方、「注記の追加は慎重に検討すべき」との意見もある。

質問2

「各分類の要件をいずれも満たさない場合、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに必ず分類する」という提案に対して、「乖離度合いについての複雑な検証を

要するといった誤解を招くおそれがある」「判断過程が曖昧になるおそれがある」などの懸念が寄せられた。

質問3

「分類2および分類3について、会計上の利益に基づく要件から課税所得に基づく要件に変更する」提案を支持する意見がある一方、「経常的な利益に永久差異を加減算としたほうがより適切」「経常的な利益」を存置することが適切」との意見もある。

質問4

公開草案では、「分類2に該当する企業においては、一定の要件を満たしたスケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする」とされている。

「スケジューリング不能な将来減算一時差異」に関してさまざまなコメントが寄せられており、「スケジューリング」の定義がないなかで「スケジューリング不能」がわかりづらいのだと

FX(外国為替証拠金取引)

は、独特な顧客層をターゲットにしているようだ。FX各社が提供しているサービスをみると、ゲーム感覚でお気軽に取引してもらおうという狙いがあるようだ。というのも、投資判断が不要で、楽に稼げる方法を謳っているからだ。

その取引法の1つが、ミラートレードである。ネット上の匿名の人々(資格・経験は問わない)が提供する売買アルゴリズム(売買ルール)のなかから、顧客が好きなアルゴリズムを選ぶ。あとは、自分の口座内で、システムが24時間、そのアルゴリズムに従って売買してくれる。しかも、アルゴリズムの使用料はゼロだ。アルゴリズム提供者にとって、自分のアルゴリズムを使ってくれた顧客(フォロワー)の売買手数料の一部が還元されることがインセンティブとなっている。

別の形態に、アルゴリズムを選択するのではなく、運用者を選択する方法がある。これは、ソーシヤルトレードと呼ばれる。顧客は、運用者(シグナルプロバイダーと呼ばれる、誰でもなれる)を選べば、システムが自動的にそのシグナルプロバイダーの売買をリアルタイムで追従・実行してくれる。ソー

シヤルトレードは、売買ルールではなく人間を選ぶので、投資に関する知識が完全に不要であり、まさにゲームだ。FXのターゲット顧客は、ゲームヲタ(ゲームおたく)に移りつつあるのだ。

次のFXの流行は？ ターゲット顧客はドルヲタ(アイドルおたく)ではないだろうか。プロバイダーは若い女の子だけで、彼女たちのプロフィールと相場観こんなものはどう

投資のハナシ

FX取引の進化

でもよい)が会社のホームページに掲載される。推しメン⁽¹⁾のプロバイダーをみつけた顧客(フォロワー)は、一定額以上ならば、そのプロバイダーにShopee等でFXの注文を出せる。しかも、注文額に比例した時間だけプロバイダーとおしゃべりができる。少額注文しか出せない顧客は、通常のオンライン注文で出すしかなく、会話はできない。いわゆる「落ち武者」の扱いとなる。

プロバイダーのランキングは、フォロワー達が支払う売買手数料で厳格に決定され、上位にランクインしたプロバイダーは、FX会社主催のライブに出演できる。だから、プロバイダーは手数料獲得のため、頻繁に開催される握手会でフォロワー集めに励む。一方、フォロワー達は、「神推し」⁽³⁾するプロバイダーのランキングを上げたい、プロバイダーに認知⁽⁴⁾してもらいたいという理由で、巨額のクロス(同数の売り買い)注文を出してくれるはずだ。経済的に意味はなく手数料分損するだけだが、そんな金銭的なことは、彼らは気にしない。そもそも為替取引には興味がないのだからである。

こんなビジネスモデルを展開する会社が出現するならば、社名は、もちろん、FX48だ。

「タイガー、ファイヤー、サイバー、ファイバー、ダイバー、バイバー、ジャージジャー」⁽⁵⁾：こう叫んだことがあるあなたは、FX48のターゲット顧客だ、間違いない。

(1) 推しているメンバーのこと
(2) 会場に入らず、外でヲタ芸を打っている(披露している)ファンのこと
(3) 複数の推しメンのなかで1人を、神と崇めるほど熱狂的に支持すること
(4) アイドルに自分の顔や名前を覚えてもらうこと
(5) 曲を盛りあげるためのドルヲタ達の魂の叫び

(三田 哉)

(図表)

事 例	13号のケース	主に関連するIFRS15号の要求事項
1	9	機械の販売契約と保守サービス契約との複合契約 ステップ2：約束した財またはサービスが別個のものか否か ステップ4：独立販売価格に基づく配分
2	20	リテンション(留保金)がある場合 ステップ2：約束した財またはサービスが別個のものか否か ステップ5：一時点で充足される履行義務
3	2	百貨店・総合スーパー等のテナント売上およびいわゆる消化仕入 ステップ2：本人・代理人の検討
4	29	買戻条件付販売契約(有償支給) ステップ2：本人・代理人の検討 ステップ5：買戻し契約、履行義務の識別
5	11	ポイント引当金 ステップ2：追加的な財・サービスに対する顧客のオプション ステップ4：独立販売価格に基づく配分
6	59	フランチャイズ料(フランチャイズ加盟料の会計処理) ステップ2：知的財産ライセンスの付与、約束した財またはサービスが別個のものか否かの判断

会計制度委員会研究報告13号に基づき、検討

去る8月24日、企業会計基準委員会は第55回収益認識専門委員会を開催した。今回から3回にわたり、日本公認会計士協会収益認識プロジェクトチームの作成した報告書の説明が行われる。報告書には会計制度委員会研究報告13号「我が国の収益認識に関する研究報告(中間報告)——IAS第

思われる。『スケジュールリング』について定義をするかも知れ、今後検討していきたい」との考えが、事務局から示された。専門委員からは、定義を置くことに賛成する意見が聞かれた一方、「これまでも定義なしで対応

会計

ASBJ、収益認識専門委

ジェクトチームの作成した報告書の説明が行われる。報告書には会計制度委員会研究報告13号「我が国の収益認識に関する研究報告(中間報告)——IAS第

従業員とCEOの報酬格差、開示義務づけ——SEC

国際会計

18号「収益」に照らした考察」の付録として示されているケースを利用し、IFRS15号を適用した場合のわが国における現行実務への予想される影響を検討した結果のうち、ASBJが選定した24の事例が掲載されている。今回説明された事例と主に関連するIFRS15号の要求事項は図表のとおり。

これらの論点のうちたとえば事例3については、わが国における現行実務への予想される影響として「百貨店の消化仕入に開しては、現行実務において取引の総額を売上計上している場合が少なくないと考えられる。その場合に、IFRS15号上は代理人と判定される場合には、企業は取引額の総額ではなく純額で認識することになり、現行実務の大幅な見直しを行わなければならない場合も考えられる」といった分析が示された。

通知や年次報告書で、新しく要求される情報が開示される。本規則では、費用の観点から、見積りの使用を含む、次のような計算における柔軟性を会社に提供している。

- ・状況に基づき中央値の従業員を識別する方法統計的なサンプリングを含むの選択を認めている。
- ・重要な影響を与える総従業員数や雇用契約の変更がない場合には、3年に1度中央値の従業員の識別を行えばよい。
- ・中央値の従業員の識別のための総従業員数の決定には、直近年度の最後の3カ月内のデータを使用できる。

「中央値」とは統計学の用語で、たとえば、従業員が101人の場合、報酬が低い従業員から高い従業員に並べた場合の低いほうから高いほうから51人目の従業員の報酬となる。

規則S-Kの402項に従ってすでに役員報酬の情報(CFOを含む上級役員(executive officer)の名前と年間報酬)の開示が含まれている届出書、株主総会招集

れる。

国際会計

デリバティブとヘッジに関するASU案、公表——FASB

去る8月6日、FASBは「デリバティブとヘッジ(トピック815)」に関連する2つの会計基準

アップデート(ASU)の公開草案を公表した。

デリバティブとヘッジ(トピックス815) ―債券の条件付プットとコール・オプション

米国基準は、「組込デリバティブの経済的特徴とリスクがホスト契約の経済的特徴とリスクと明らかに密接に関連していないこと」を組込デリバティブの区分処理の条件の1つとしている。また、債券の元本の支払を加速することができるとするコール(プット)オプションが「明らかに密接に関連していない」という条件を満たすかどうかを評価するガイダンスを提供している。

公開草案は、組込デリバティブの区分処理の条件を変更していないが、「明らかに密接に関連していない」という条件を「評価するときに要求されるステップを明確にしている。この評価にあたり、コール(プット)オプションを行使する能力を引き起こす事象が、金利リスクまたは信用リスクに関連するかどうかを考慮する実務が存在していた。公開草案は、「コール(プット)オプションが条件付きで行使可能な場合、企業はコール(プット)オプションを行使する能力を引き起こす事象が金利リスクまたは信用リスクに関連するかどうかについて評価する必要はないこと」を明確にした。

デリバティブとヘッジ(トピックス815) ―ヘッジ会計をしているデリバティブ契約の更新

(novation)の影響

更新(novation)は、デリバティブ契約の相手の当事者の1人を新しい当事者に置き換えることである。金融機関の合併、内部の信用限度の管理、法令対応などのさまざまな理由で更新は発生する。

更新の対象となるデリバティブ契約が、指定されたヘッジ関係でのヘッジ手段の場合がある。現行では、ヘッジ手段として指定されたデリバティブ契約の当事者の変更は、指定の解消となり、ヘッジ会計の適用が中止されるかどうかについては、明確には示されていない。

当事者の変更は当初のデリバティブ手段の終了(termination)となるのか、デリバティブ契約の当事者はヘッジ関係において重要な項目なのかどうか、ヘッジ手段として指定されたデリバティブ契約の当事者の変更が指定の解消となり、ヘッジ会計の適用が中止されるかどうかの結論に影響を与える。公開草案は、当事者の変更はデリバティブ手段の終了でも、ヘッジ関係の重要な項目でもなく、その他のヘッジ会計の条件を満たしているならばヘッジ会計の適用は中止されないと結論づけている。

いずれの公開草案も適用日は

未定であり、コメント期限は2015年10月5日である。

国際会計

IFRS10号等の修正の発効日を延期する公開草案、公表

IASB

去る8月10日、IASBは、公開草案「IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日」(以下、「公開草案」という)を公表した。コメント募集期限は2015年10月9日である。

公開草案では、2014年9月にIASBから公表された「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は抛却」(以下「2014年修正」という)の発効日の無期限の延期が提案されている。

2014年修正の概要

2014年修正は、投資者が関連会社またはジョイント・ベンチャーに子会社を売却または抛却することにより、企業が当該子会社に対する支配を喪失する場合の取扱について、IFRS10号とIAS28号の間で会計処理に矛盾があることに対処するものである。

2014年修正により、投資者と関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間で、IFRS3号「企業結合」で定義される事業を構成する資産の売

ることとされていた。この修正は、2016年1月1日以降開始する事業年度から適用される予定であった。

公開草案の提案

しかしIFRS10号およびIAS28号に関して、2015年2月にさらに別の論点が検討されたため、短い期間で2度の会計処理の変更を企業が行わなければならないことを避けるため、2014年修正は延期されることになった。

ただし、2014年修正を早期適用することは認められており、その場合にはその旨の開示を行うことになる。

金融

中国経済の低迷で狭まる日銀と米FRBの選択肢

内閣府が8月17日に発表した2015年4―6月期の実質GDP(国内総生産)成長率の速報値は、前期比マイナス0.4%(年率マイナス1.6%)となった。寄与度で見ると、国内需要がマイナス0.1%、純輸出(輸出―輸入)がマイナス0.3%だった。純輸出の本身は、輸出がマイナス4.4%、輸入がマイナス2.6%で、内需については民間需要の寄与度がマイナス0.3%、そのうち家計最終消費支出ではマイナ

ス0.4%だった。総じて4―6月期は、輸出と個人消費の落ち込みが目立ったといえる。内需のマイナス寄与は3四半期ぶり、外需のマイナス寄与は2四半期連続だった。

注目したいのが、成長率を押し下げた輸出の減少である。財務省が7月に発表した平成27年上期分の貿易統計によれば、貿易収支はマイナス1兆7,251億円と9期連続の赤字で、地域別には対EUと対中国の赤字が目立つ

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2015年8月4日	「監査等委員会規則(ひな型)」および「監査委員会規則(ひな型)」の公表について	日本監査役協会	会社法における機関設計として監査等委員会設置会社が設けられたことを踏まえて策定したもの。 http://www.kansa.or.jp/support/ns20150731-1.pdf	—
2015年8月4日	「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」の改定について	日本監査役協会	コーポレートガバナンス・コードの公表・適用や会社法の改正・施行を踏まえ、所要の改定を行ったもの。 http://www.kansa.or.jp/support/ns20150731-2.pdf	—
2015年8月12日	ASU2015-14「顧客との契約から生じる収益(トピック606)：発効日の延期」	FASB	2014年5月に公表された新しい収益認識基準の発効日を1年延期し、2017年12月16日以後に開始する期中期間および年度から適用とするもの。 http://www.fasb.org/jsp/FASB/Document_C/DocumentPage?cid=1176166272502&acceptedDisclaimer=true	2015年8月10日号 情報フラッシュ
2015年8月14日	監査基準委員会報告書810「要約財務諸表に関する報告業務」(公開草案)の公表について	JICPA	国際監査基準において整備されている要約財務諸表に関する報告義務について、わが国の実務上の指針を提供するもの。コメント期限は、2015年9月14日まで。 http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/810.html	—
2015年8月14日	監査基準委員会実務指針「保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」」および監査基準委員会研究報告「保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に係るQ & A」の公開草案の公表について	JICPA	IAASBが公表している国際レビュー業務基準に相当する、わが国の財務諸表に対するレビューに関する実務上の指針を提供するもの。コメント期限は、2015年9月14日まで。 http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/24002400.html	—

中国リスク全面化の世界同時株安

証券

が、対中国は2兆9,586億円で過去最大の赤字を計上している。アメリカと並んで日本の最大の輸出相手国となる中国向けの輸出が、国内景気の低迷から陰りがみえ始めているのは、日本経済への影響の大きさを考えると無視できない。

さらに中国の景気低迷は、商品価格の下落、特に日米ともに中央銀行の金融政策に対するカギを握る原油価格の下落要因となるため、日米ともに中央銀行の政策担当者にとって、一層政策の選択幅を狭めることになりそう。

また黒田日銀総裁は、輸出減少による成長率鈍化に加えて、さらなる原油価格の下落から選択肢のないなか、追加緩和策を求める市場の催促に対応しなければならなくなる。

中国の景気低迷は、世界の株式市場と為替市場の流れを変え、のみならず、有効な緩和策を持たない日米の中央銀行を追い詰めている。

8月下旬、世界同時株安が進行した。日経平均は24日に5日連続の下げで、半年振りに18,500円台だった。NYダウは同日15,800ドル台へ下落、日米株価の直近高値からの下落率は10%を超えた。原因は中国経済、株式市場にある。中国リスクが、盛夏もピーク越えかと思われた時期に全面化し、中国株価の下落に引きずられ、世界中が株価下落に見舞われた。

中国リスクは、6月から中国株価の大幅な乱高下として表面

化していた。しかし世界同時株安には至らず、日米は夏場にかけて株価高値を維持してきた。利上げ時期をめぐり、ときに株価が乱れるアメリカ市場と違い、日本市場は新値更新への期待が強く、GDP1-3位の経済大国の株価の足取りは多様だった。

中国リスクの全面化による同時株安は、株価暴落以来、中国政府がとってきた株価対策、経済対策への不信の強まりに加え、8月中旬に発生した天津の港湾倉庫の大規模爆発がきっかけだったようだ。

中国は世界2位の経済大国(購買力平価で測ったGDPは1位)だが、異様な経済運営(株式市場の需給を直接コントロールしようとする株価対策、為替管理を続け、通貨安を強行する為替政策など)に対する不信、不安が強まり、爆発した。

中国経済への不信、不安であれば中国株価の下落で済みそうだが、世界の工場として、エネルギー・原材料の使用量が世界最大、自動車販売が世界一というだけにそうはいかない。多くの国が、中国経済の動揺が自国経済にもたらす影響を実感している。

日本経済は4-6月のGDPが3四半期ぶりにマイナスとなった。主因は輸出の不振、特に最大の輸出先である中国向けが回復しないことだった。

世界同時株安は想定されていたシナリオの1つだけに、時期はともかく、起きたこと自体に特別の驚きはない。問題は株価の底入れ、立ち直りの時期をどう予想するかである。カギは中国政府の経済政策、株式市場対策の展開にあるが、すっきりした形になるには時間がかかりそう。また、アメリカの利上げも大きなポイントである。短期間で底入れとはいかず、秋以降のさらなる株価下落も覚悟する必要があると思われる。